

# 社会福祉法人福寿会 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人福寿会の役員及び評議員並びに評議員選任・解任委員等の報酬等について定めるものである。

## (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

2 本規程でいう委員とは、評議員及び評議員選任・解任委員をいう。

## (理事会及び評議員会の出席報酬等)

第2条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬又は費用弁償（交通費）を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合は、第4条の報酬及び費用弁償（交通費）はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	費用弁償 (交通費) (日額)
理事会出席報酬等	0円	3,000円

2 委員が評議員会及び選任・解任委員会に出席したときは、次により報酬又は費用弁償（交通費）を支払うことができる。なお、同日開催された会議・法人業務等に出席したときは、評議員会及び選任・解任委員会出席に係る報酬及び費用弁償（交通費）を支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	費用弁償 (交通費) (日額)
評議員会、選任・解任委員会出席報酬等	0円	3,000円

3 委員に対する報酬は、各年度一人あたり総額 120,000 円を超えてはならない。

4 交通費が費用弁償を超えた場合は、領収書等をもって実費弁償とする。

## (役員勤務報酬等)

第3条 理事長が理事会及び評議員会並びに選任・解任委員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬又は費用弁償（交通費）を支払うことができる。

2 常務理事が理事会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬又は費用弁償（交通費）を支払うことができる。ただし、常務理事が職員と兼務する場合は、給与規程を準用する。

3 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、別表1により報酬又は費用弁償（交通費）を支払うことができる。

4 委員が、評議員会及び選任・解任委員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬又は費用弁償（交通費）を支払うことができる。

5 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬又は費用弁償（交通費）を支払うことができる。

(出張旅費)

第6条 役員及び委員が、理事長もしくは業務執行理事の命令により、法人業務のため出張する場合は次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費（日額）	日当（日額）	そ の 他
実 費 (車賃1kmにつき23円)	実 費 (15,000円上限)	3,000円	実 費

2 旅費等は原則として、領収書等をもって出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(支払方法)

第7条 報酬等は、その都度現金で支払い、報酬については源泉所得税を控除した額を支払う。

(兼務役員)

第8条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会において行なう。

附 則

この規程は、平成29年6月22日より適用する。

別表 1

名 称	報 酬	費用弁償 (交通費)	備 考
理 事 長 業 務 報 酬 等 (日額)	20,000円	3,000円	
常 務 理 事 業 務 報 酬 等 (月額)			
理 事 及 び 評 議 員 業 務 報 酬 等 (日額)	10,000円	3,000円	
監 事 監 査 指 導 報 酬 等 (日額)	10,000円	3,000円	